

第三級陸上特殊無線技士試験問題

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答欄に正しく記入（マーク）すること。

法 規 12問 }
無線工学 12問 } 24問 1時間

法 規

〔1〕 無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人が、変更後許可に係る無線設備を運用するためには総務省令で定める場合を除き、どのようなことが必要か。次のうちから選べ。

1. 当該工事の結果が許可の内容に適合している旨を総務大臣に届け出なければならない。
2. 運用開始の期日を総務大臣に届け出なければならない。
3. 総務大臣の検査を受け、当該工事の結果が許可の内容に適合していると認められなければならない。
4. あらかじめ総務大臣の運用の許可を受けなければならない。

〔2〕 電波法に規定する「無線局」の定義は、次のうちのどれか。

1. 免許人及び無線設備の管理を行う者の総体をいう。
2. 無線設備及び無線設備の操作の監督を行う者の総体をいう。
3. 無線設備及び無線従事者の総体をいう。ただし、発射する電波が著しく微弱で総務省令で定めるものを含まない。
4. 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。

〔3〕 次の記述は、送信設備に使用する電波の質について述べたものである。電波法の規定に照らし、 内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

「送信設備に使用する電波の 及び幅、高調波の強度等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。」

1. 総合周波数特性
2. 型式
3. 変調度
4. 周波数の偏差

〔4〕 無線従事者は、無線通信の業務に従事しているときは、免許証をどのようにしていなければならないか。次のうちから選べ。

1. 携帯する。
2. 無線局に備え付ける。
3. 通信室内に保管する。
4. 通信室内の見やすい箇所に掲げる。

〔5〕 無線従事者がその免許証を返納しなければならないのは、次のうちのどれか。

1. 5年以上無線設備の操作を行わなかったとき。
2. 無線従事者の免許の取消しを受けたとき。
3. 無線通信の業務に従事することを停止されたとき。
4. 無線従事者の免許を受けてから5年を経過したとき。

〔6〕 第三級陸上特殊無線技士の資格を有する者が、陸上の無線局の空中線電力50ワット以下の無線設備（レーダー及び人工衛星局の中継により無線通信を行う無線局の多重無線設備を除く。）の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作を行うことができる電波の周波数の範囲は、次のうちのどれか。

1. 1,606.5kHzから4,000kHzまで
2. 4,000kHzを超え25,010kHzまで
3. 25,010kHzから960MHzまで
4. 960MHzを超え1,215MHzまで

第三級陸上特殊無線技士試験問題

法 規

〔7〕 一般通信方法における無線通信の原則として無線局運用規則に定める事項に該当しているものは、次のうちのどれか。

1. 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
2. 無線通信を行う場合においては、略符号以外の用語を使用してはならない。
3. 無線通信は、長時間継続して行ってはならない。
4. 無線通信は、有線通信を利用することができないときに限り行うものとする。

〔8〕 臨時検査（電波法第73条第4項の検査）が行われる場合は、次のうちのどれか。

1. 無線局の再免許が与えられたとき。
2. 無線従事者選解任届を提出したとき。
3. 無線設備の変更の工事を行ったとき。
4. 臨時に電波の発射の停止を命じられたとき。

〔9〕 無線従事者がその免許が取り消されることがあるのはどういう場合か。次のうちから選べ。

1. 免許証を失ったとき。
2. 電波法に違反したとき。
3. 日本の国籍を有しない者となったとき。
4. 引き続き6箇月以上無線設備の操作を行わなかったとき。

〔10〕 無線局が非常通信を行ったときに免許人又は登録人は、どうしなければならないか。次のうちから選べ。

1. 地方防災会議会長に報告する。
2. 非常災害対策本部長に届け出る。
3. 総務省令で定める手続により、総務大臣に報告する。
4. 総務省令で定める手続により、総務大臣の承認を受ける。

〔11〕 無線局の免許がその効力を失ったときに免許人であった者は、その免許状をどうしなければならないか。次のうちから選べ。

1. 直ちに廃棄する。
2. 1箇月以内に返納する。
3. 3箇月以内に返納する。
4. 2年間保管する。

〔12〕 無線局の免許状を失ったときに免許人がとるべき措置は、次のうちのどれか。

1. 免許状の再交付を申請する。
2. 無線局の免許の申請をする。
3. その旨を総務大臣に報告する。
4. 速やかに総務大臣の指示を受ける。